

税務情報

固定資産の加速減価償却の範囲が拡大

～財税[2014]75号の施行～

2014年10月20日付けで「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の完備に関する通知」(財税[2014]75号、以下“75号通知”と表記)が公布され、2014年1月1日から遡及適用されています。

これまで“技術の進歩により、製品のモデルチェンジが速い固定資産”、“常に振動が強く腐食しやすい状態に置かれている固定資産”¹、或いは“固定資産の見積耐用年数が規定の最短耐用年数よりも短いことを証明する十分な証拠がある場合”等²において、減価償却期間の短縮や加速減価償却の採用を認めています。また、ソフトウェア産業、集積回路産業に対する減価償却期間の短縮³など、特定業種を対象にした加速減価償却も規定されています⁴。

今般75号通知では、固定資産に対する加速減価償却を新たにバイオ医薬品の製造、専用設備の製造、通信・ソフトウェア・情報技術サービスを含む6業種に認めています。また、これらに加えて、全ての企業に対する少額固定資産の一括償却を認めるなど、その適用範囲が更に拡大されています。

75号通知の詳細は以下の通りです。

1. 75号通知の概要

75号通知では、特定6業種にのみ認められる償却方法と全業種に対して認められる償却方法に大別されます。

(1) 特定6業種に認められる償却方法

特定6業種(①バイオ医薬品の製造、②専用設備の製造、③鉄道・船舶・航空機その他の輸送設備の製造、④コンピューター・通信機器その他の電子設備の製造、⑤計測設備の製造、⑥通信・ソフトウェア・情報技術サービス)に対しては、減価償却に関し、以下の優遇政策を定めています。また、同業種に該当する小規模企業に対しては、上記に加えて、更に一括償却などの措置を認めています。

¹ 根拠規定:「企業所得税法」(第32条)、「企業所得税法実施条例」(第98条)。

² 参照規定:「企業の固定資産の加速減価償却の所得税処理に関する問題についての通知」(国税発[2009]81号)。

³ 参照規定:「ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を更に奨励する企業所得税政策に関する通知」(財税[2012]27号)。

⁴ 研究開発企業の研究開発費に対する減価償却の追加控除措置等も規定されている。

| 対象企業 | 対象設備 | 減価償却の方法 |
|----------------|--|--|
| 特定6業種に属する全ての企業 | 2014年1月1日以降、新たに購入した固定資産 | 減価償却期間の短縮或いは加速減価償却を認める |
| 特定6業種に属する小規模企業 | 2014年1月1日以降、新たに購入し、研究及び生産経営に共用する計測器、設備 | 単価が100万円を超えない場合、当期費用に一括計上し、課税所得計算時の控除(損金算入)を認める 単価が100万円を超える場合、減価償却期間の短縮或いは加速減価償却ができる |

(2) 全ての業種に対し、認められる償却方法

全ての業種の企業に対し、2014年1月1日以降に新規購入する研究開発に用いる計測器・設備や少額設備について、以下の優遇措置を定めています。

| 対象企業 | 対象設備 | 減価償却の方法 |
|-------|------------------------------------|--|
| 全ての企業 | 2014年1月1日以降、新たに購入し、研究開発に使用する計測器、設備 | 単価が100万円を超えない場合、当期費用に一括計上し、課税所得計算時の控除(損金算入)を認める 単価が100万円を超える場合、減価償却期間の短縮或いは加速減価償却ができる |
| | 単価が5,000元以下の固定資産 | 当期費用に一括計上し、課税所得計算時の控除(損金算入)を認める |

上記(1)、(2)を纏めると、以下の通りとなります。

| 固定資産の使用目的 | 固定資産金額 | 対象業種ごとの減価償却方法 | | |
|-----------|---------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 6業種 (小規模企業以外) | 6業種 (小規模企業) | 全業種 |
| 研究開発専用 | 100万円超 | 減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能 | 減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能 | 減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能 |
| | 100万円以下 | 一括償却が可能 (減価償却期間の短縮 /加速減価償却も可能) | 一括償却が可能 | 一括償却が可能 |
| 研究開発と経営共用 | 100万円超 | 減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能 | 減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能 | — |
| | 100万円以下 | 減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能 | 一括償却が可能 | — |

| 固定資産の 使用目的 | 固定資産 金額 | 対象業種ごとの減価償却方法 | | |
|----------------|--------------|-------------------------|----------------|---------|
| | | 6業種 (小規模企業以外) | 6業種 (小規模企業) | 全業種 |
| 上記以外の目 的に使用 | 100万元超 | 減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能 | — | — |
| | 100万元 以下 | 減価償却期間の短縮 /加速減価償却が可能 | — | — |
| 少額固定資産 | 5,000元 以下 | — | — | 一括償却が可能 |

(3) 減価償却の方法

① 一般的な減価償却:

現行の「企業所得税法実施条例」(第 60 条)に基づき、定額法により減価償却を行い、その最短耐用年数は以下の通りです。

- 建物、構築物:20 年
- 飛行機、列車、船舶、機器、機械及びその他の生産設備:10 年
- 生産経営に関連する器具、工具、家具等:5 年
- 飛行機、列車、船舶以外の運輸工具:4 年
- 電子設備:3 年

② 加速減価償却:

上記(1)“特定 6 業種”及び(2)“全ての業種”のいずれにおいても、減価償却期間を短縮する場合には「企業所得税法実施条例」(第 60 条)では減価償却期間の 60%を下限にすると定めています。また、加速減価償却を使用する場合、200%定率法或いは級数法のいずれかを採用します。なお、200%定率法或いは級数法による計算方法は、以下の通りに定められています⁵。

| 200%定率法 | 級数法 |
|---|--|
| 減価償却率(年) = $2 \div \text{見積使用寿命(年)} \times 100\%$ | 減価償却率(年) = $\text{使用可能年数} \div$ |
| 減価償却率(月) = $\text{減価償却率(年)} \div 12$ | $\text{見積使用寿命の年数の総和} \times 100\%$ |
| 減価償却月額 = 固定資産の月初簿価 | 減価償却率(月) = $\text{減価償却率(年)} \div 12$ |
| $\times \text{減価償却率(月)}$ | 減価償却月額 = $(\text{固定資産原価} - \text{見積残存価額})$ |
| | $\times \text{減価償却率(月)}$ |

⁵ 200%定率法或いは級数法の詳細は、国税発[2009]81号に規定されている。

また、75号通知に定めのない固定資産の加速減価償却における企業所得税の取扱いは、引き続き「企業所得税法」、「企業所得税法実施条例」及びこれらの関連規定に従います。

2. 留意事項

75号通知により加速減価償却の範囲が拡大しましたが、当該優遇措置を享受するための具体的な手続き方法は、同通知には定められていません。但し、固定資産の加速減価償却に係る企業所得税の処理について定めた国税発[2009]81号では、加速減価償却を行う場合には固定資産の取得後1ヶ月以内に主管税務機関宛への届出を要求すると共に、当該提出書類についての具体的な定めもあります。75号通知は、財政部と国家税務総局による連名通知ですが、今後、国家税務総局による実務操作を含む補充規定の公布が望まれます。

また、75号通知は税法上の加速減価償却について定めたものであり、合理的な見積耐用年数及び見積残存価額により減価償却処理を行う会計処理とは差異が生じる可能性のある点にも留意が必要です。

3. 参考資料:小規模企業の定義

「中小企業区分基準規定」により、業種ごとに小規模企業(中国語:小型企業)の該当要件が定められており、具体的には下表の要件のいずれか1つ以上を満たしていれば小規模企業に該当します。

| 業種 | 従業員数 | 営業収入 | 総資産額 |
|----------------------|--------|-----------|-----------|
| 農林漁業 | — | 500万元未満 | — |
| 工業 | 300人未満 | 2,000万元未満 | — |
| 建設業 | — | 6,000万元未満 | 5,000万元未満 |
| 卸売業 | 20人未満 | 5,000万元未満 | — |
| 小売業 | 50人未満 | 500万元未満 | — |
| 交通運輸業 | 300人未満 | 3,000万元未満 | — |
| 倉庫業 | 100人未満 | 1,000万元未満 | — |
| 郵政業 | 300人未満 | 2,000万元未満 | — |
| 旅館業 | 100人未満 | 2,000万元未満 | — |
| 飲食業 | 100人未満 | 2,000万元未満 | — |
| IT業 | 100人未満 | 1,000万元未満 | — |
| ソフトウェア・ 情報技術サービス業 | 100人未満 | 1,000万元未満 | — |
| 不動産開発業 | — | 1,000万元未満 | 5,000万元未満 |
| 不動産管理業 | 300人未満 | 1,000万元未満 | — |
| リース・ 商業サービス業 | 100人未満 | — | 8,000万元未満 |
| その他 | 100人未満 | — | — |

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited